

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 29 号

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正

な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は瀬戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
市長	愛知県特別障害者手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
市長	愛知県在宅重度障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
市長	愛知県心身障害者扶養共済に関する事務であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

	の
市長	瀬戸市在日外国人福祉給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市家族介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市老人日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市健康診断書料の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市介護福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市成年後見制度利用支援に関する事務であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市高齢者世話付住宅生活援助員派遣費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
市長	愛知県遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市子育て短期支援事業に関する事務であって規則で定めるもの

市長	瀬戸市小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市健康診査費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市母子・父子家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	瀬戸市就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	瀬戸市特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>

- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による給付金の支給に関する情報であって規則に定めるもの
- (4) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
- (5) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
- (6) 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
- (7) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付

		の支給、地域支援事業の実施 又は保険料の徴収に関する情 報であって規則で定めるもの
市長	愛知県特別障害者手当等の支 給に関する事務であって規則 で定めるもの	地方税関係情報であって規則で 定めるもの
市長	愛知県在宅重度障害者手当の 支給に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で 定めるもの
市長	愛知県心身障害者扶養共済に 関する事務であって規則で定 めるもの	地方税関係情報であって規則で 定めるもの
市長	瀬戸市障害者手当の支給に関 する事務であって規則で定め るもの	地方税関係情報であって規則で 定めるもの
市長	瀬戸市在日外国人福祉給付金 の支給に関する事務であって 規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で 定めるもの
市長	瀬戸市軽度・中等度難聴児補 聴器購入費の助成に関する事 務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で 定めるもの
市長	瀬戸市地域生活支援事業に関 する事務であって規則で定め るもの	地方税関係情報であって規則で 定めるもの

市長	瀬戸市家族介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市老人日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市健康診断書料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市介護福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市成年後見制度利用支援に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市高齢者世話付住宅生活援助員派遣費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	愛知県遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	もの	
市長	瀬戸市子育て短期支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市健康診査費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市母子・父子家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	瀬戸市後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
教育委員会	瀬戸市就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
教育委員会	瀬戸市特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

て規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	瀬戸市就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
教育委員会	瀬戸市特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの